

5. 熊野川周辺特定景観形成地域の行為の制限に関する事項

下記に該当する行為については、届出が必要です。（※条例、規則に定める適用除外となる行為は除きます。）

■届出対象行為

区分	規模		
	①バッファゾーン	②国道168号沿道 (道路境界から200m)	③その他の地域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模 様替え又は色彩の変更	全ての行為	全ての行為	高さ13m超 または 延べ面積500㎡超
工作物の新設、 増築、改築若し くは移転、外観 を変更すること となる修繕若し くは模様替え又 は色彩の変更	(1) 製造施設、貯蔵施 設、遊戯施設等の工 作物で次に掲げる用 途に供するもの	全ての行為	高さ13m超 または 築造面積1,000㎡超
	(2) 広告塔、広告板、装 飾塔、記念塔その他 これらに類するもの	全ての行為	高さ13m超
	(3) その他の工作物	全ての行為	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その 他の土地の形質の変更	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その 他の物件の堆積	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
水面の埋立て	全ての行為	—	—

■制限の基準（特定景観形成地域以外の区域からの追加・上乘せ基準）

届出対象行為	①バッファゾーン	②国道168号沿道 (道路境界から200m)	③その他の地域
共通事項	文化財的価値の高い貴重な景観 を極力保全する	・アクセスルートとしての景観 形成 ・周囲の景観との調和を図る	周囲の景観との調和を図る
建築物の 建築等/ 工作物の 建設等	位置・規模	周辺景観への配慮 (高さ13m、水平投影面積1,00 0㎡を超えない規模等)	・石垣、庭木、植え込みなどの 保全 ・集落景観、山なみを著しく妨 げない位置及び規模等
	形態・意匠	周辺景観に著しい影響を及ぼさ ない	山稜のスカイラインから突出し ない位置及び規模
	色彩	周辺景観に著しい影響を及ぼさ ない	国道168号、熊野川からの眺望 への配慮
	素材・緑化・その他	周辺景観に著しい影響を及ぼさ ない	外観の基調色は色相0.1R~2.5Yは彩度6以下、それ以外は彩度4以 下（無彩色含む）
開発行為 /土地の 形質の変 更/土石 の採取等	位置・規模	(特定景観形成地域以外の区域と共通)	国道168号、熊野川からの眺望 への配慮
	緑化	・変更する土地の範囲は必要最 小限にとどめる ・地区の景観に著しい改変を生 じさせない ・土砂の流出のおそれがないよ うにする ・当該跡地の整理を適切におこ なう	国道168号、熊野川からの眺望 への配慮
屋外にお ける物件 の堆積	位置・規模	(特定景観形成地域以外の区域と共通)	国道168号、熊野川からの眺望 への配慮
	方法・緑化	・変更する土地の範囲は必要最 小限にとどめる	国道168号、熊野川からの眺望 への配慮
水面の埋立て	必要最小限にとどめる	—	—

◆和歌山県の景観施策についてのお問い合わせは...



和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
TEL: 073-441-3228 FAX: 073-441-3232
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/>



文化財的価値を持つ熊野川



熊野本宮大社と熊野速玉大社を
結ぶアクセスルート



熊野川と一体となり文化的景観としての
価値をもつ眺望景観



和歌山県

和歌山県景観計画 熊野川周辺特定景観形成地域



1. 和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み

■背景

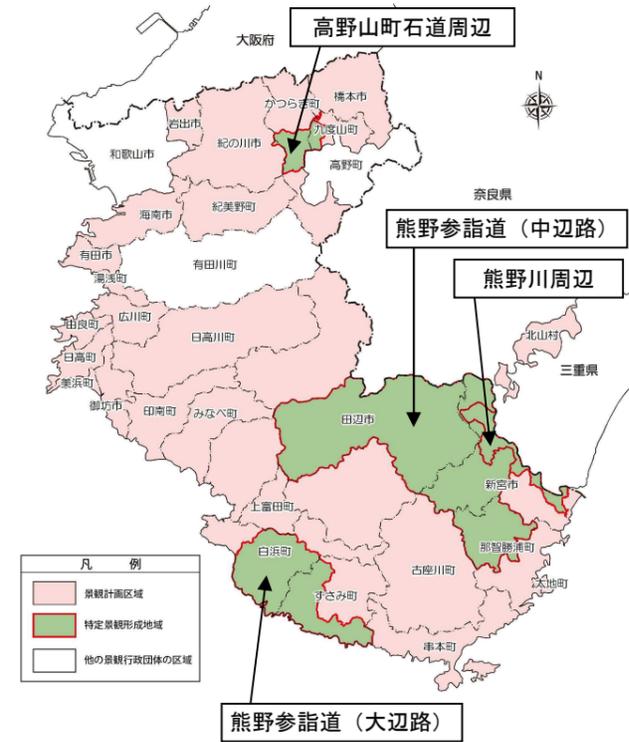
景観法の制定と同時期に、「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、参詣路沿道や周辺の集落、自然環境を含めた文化的景観の保全が必要となってきました。

■県の取り組み

和歌山県は、景観施策の骨格となる景観条例を施行するとともに、景観法に基づく景観計画を策定し、県の景観施策の基本的な枠組みを整えました。

また、景観計画区域の中で特に重要であると認められる地域を特定景観形成地域に指定し、地域特性に応じた景観形成の基本方針や行為の制限を設定し、現在届出制度を実施しながら、地域の特性を活かした良好な景観形成を図っています。

■和歌山県景観計画（特定景観形成地域）の区域



2. 熊野川周辺特定景観形成地域

■熊野川周辺

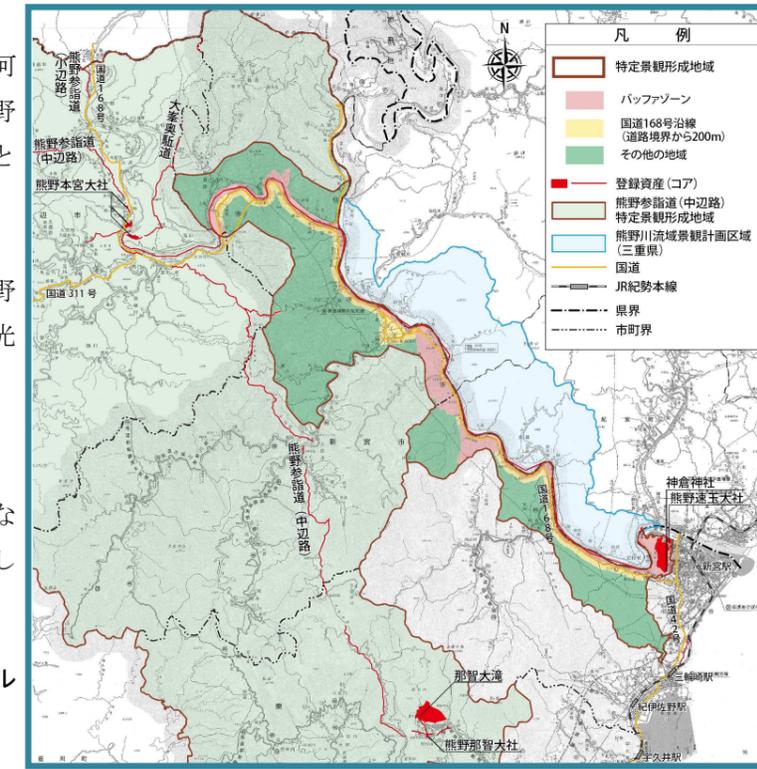
熊野川流域の上流には、熊野本宮大社、下流の河口部には熊野速玉大社が鎮座しており、古くは熊野三山を参詣する際に、本宮から新宮への交通手段として熊野川下りの舟運が利用されることが多く、「川の参詣道」として世界遺産に登録されました。

また、現在では国道168号が熊野本宮大社と熊野速玉大社を結ぶアクセスルートとして参詣者や観光客の動線になっています。

■熊野川周辺特定景観形成地域の指定

当地域が有する景観の価値が損なわれることのないよう下記の範囲を基本として地域を設定しました。

- 世界遺産のコアゾーン、バッファゾーン
- 熊野本宮大社と熊野速玉大社を結ぶアクセスルート周辺
- 熊野川、国道168号からの可視領域



3. 現況からみる景観の類型化

熊野川周辺の景観特性を4つに分類し、良好な景観を誘導します

①熊野川の景観

世界遺産として登録されている景観

文化財的価値を持つ

熊野川及び熊野川沿岸を保全する



②熊野川から望む景観

熊野川から見える範囲（可視領域）の景観

熊野川と一体となり文化的景観としての価値を持つ眺望景観を保全する



③国道168号沿道の景観

国道168号から見える一定距離の範囲の景観

熊野本宮大社と熊野速玉大社を往来するアクセスルートにふさわしい景観形成を図る



④国道168号から望む景観

国道168号から見える範囲（可視領域）の景観

文化的景観としての価値を持つ眺望景観を保全する



4. きめ細かな区域設定による届出制度の実施

景観特性に応じた区域設定により、きめ細かな届出制度を実施します

①バッファゾーン

○熊野川等の世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として、極力保全します。

②国道168号沿道（道路境界から200m）

○熊野本宮大社と熊野速玉大社を結ぶアクセスルートとして、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ります。

③その他の地域

○国道168号と熊野川から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ります。

